



年金

ちよつと増やせる「付加年金」をご存じですか

三次年金事務所
☎0824・62・3107

付加保険料と付加年金の額
付加年金の額は、「2000円×付加保険料を納めた月数」の式で計算されます。
例えば、付加保険料を5年間（60カ月）納めたときの総付加保険料額の2万4,000円（4000円×60カ月）に対し、65歳から老齢基礎年金といっしょに支給される付加年金の額は年額1万2,000円（2000円×60カ月）となります。付加年金を2年間受給すると、納付した付加保険料総額と同額になります（上記の付加年金額は、65歳から受給した場合の金額です）。つまり、2年間で元金がかえってくるわけです。これは、付加保険料を10年納めた方、40年納めた方についても同じと言えます。公的年金を損得勘定で考えるのには一部のご批判もあります。が、あえて言えば、この厳しい「超低金利時代」にあつて

は、朗報と言える制度ではないでしょうか。付加年金は、老齢基礎年金とあわせて受給できる終身年金です。ただし、物価の上下に対応した「物価スライド制度」（増額や減額）などはありません。一方、付加年金は老齢基礎年金といっしょに支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることになります。付加保険料を納める際の留意点
付加保険料を納められる方は、次のとおりとなっています。
①自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方に限られます。②半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方は付加保険料を納められません。③60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。④国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納められません。
付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。

付加保険料の納期限は翌月末（休日・日（納期限）と定められています。納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。また、口座振替や割安になる前納制度も設けられています。
納付をやめても掛け捨てになりません
納付期限は翌月末（休日・祝日の場合は翌営業日）です。付加保険料の手続きと相談先は、お住まいの市の国民年金の窓口または住所地を管轄する年金事務所となっています。なお、付加保険料を納付している方は、いつでも任意のときに申し出て、その納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。
農業者年金の加入者は必ず納めます
農業者年金制度は、他の公的年金制度と同様に「老後生活の安定・福祉の向上」を目的として、年金事業を通じた農業政策上の目的をもちあわせてもった制度です。
農業者年金制度は、昭和46年1月に発足して以来、経営

移讓年金等の給付を行うことにより、専業的農業者の老後生活の安定とともに、適切な経営移讓を通じて農業経営の近代化と農地保有の合理化の促進に寄与してきました。農業者年金に加入できるのは、60歳未満の国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事することが要件となっています。国民年金の保険料の免除を受けている人は加入できません。農業者年金の被保険者は、国民年金の付加保険料を納付（強制適用）しなければならぬことになっています。農業者年金の加入の際に、最初の窓口となるJA等では、市の国民年金の窓口で付加保険料の納付の届出（農業者年金に加入した人は強制適用の届出）を行うように指導しています。

相談



調停相談会（無料・予約不要）
広島簡易裁判所
☎(代)082・502・1389
交通事故・金銭・土地建物・公害・家庭の問題でお困りの方は、調停委員が調停手続きの利用についてご相談に応じます。

ます。
☎10月24日（金）10：00～16：00
アキラホール 広島バスセンター1階（広島市中区基町6・27）
年金・労働無料相談会
広島県社会保険労務士会三次支部
道沖りえ社会保険労務士事務所
☎523555
障がい年金をあきらめていませんか？疑問や悩みについて社会保険労務士がお答えします。
☎10月15日（水）15：30～18：30
☎クリスタルアージュ301
※できれば予約をお願いします。
行政相談日（10月）
国の機関へ苦情や意見などがあつたら
総務課 ☎42・5611
【高宮会場】
☎19日（日）10：00～16：00
☎市役所高宮支所前広場
■相談員 行政相談委員
【美土里会場】
☎14日（火）10：00～12：00
☎市役所美土里支所
■相談員 行政相談委員
【吉田会場】
吉田（2日、16日）は暮らしの心配ごと相談会と併設です。
特設行政相談
6人の行政相談委員が集まり

八千代支所 ☎52-2111 高宮支所 ☎57-0311 向原支所 ☎46-3111
美土里支所 ☎54-0311 甲田支所 ☎45-4111 消防本部 ☎42-0931(代)

10月の休日・夜間の救急医療

■高田地区休日夜間救急診療所
〔JA吉田総合病院〕（吉田町）
平日 17：00～翌朝8：30
日・祝日 8：30～翌朝8：30
【内科・外科】☎42-0636
■児玉眼科医院（吉田町）
10/19（日）9：00～18：00
【眼科】☎42-0226
※都合により変更になる場合があります。出かける前に医療機関へお問合せください。

ます。
☎28日（火）10：00～15：00
☎クリスタルアージュ 202
■相談員 行政相談委員
暮らしの心配ごと相談会
【吉田人権会館】※予約不要
☎10月2日（木）10月16日（木）
いずれも、10：00～15：00
☎吉田人権会館 ☎42・2826
【たかみや人権会館】※予約は、相談日の5日前まで
☎10月14日（火）10月28日（火）
いずれも、18：00～20：00
☎たかみや人権会館 ☎57・1330
巡回無料弁護士相談会
【吉田人権会館】※予約は、9月25日（木）から
☎10月9日（木）13：00～16：00
☎吉田人権会館 ☎42・2826
【八千代人権福祉センター】※予約は、10月9日（木）から
☎10月23日（木）13：00～16：00

市の人口
総人口・・・30,127人 (30,515人)
男・・・14,538人 (14,700人)
女・・・15,589人 (15,815人)
世帯・・・13,176戸 (13,167戸)
■平成26年9月1日現在
※()の数字は、前年同月数値

10月の納税
市・県民税3期
国民健康保険税5期
納期限：10月31日
夜間納付窓口
開設日
10月23日
(17：15～19：00)
開設場所
安芸高田市役所税務課

☎八千代人権福祉センター ☎52・7500
安全相談
危機管理課 ☎42・5625
高齢者相談
高齢者支援センター ☎47・1281
児童・母子家庭相談
子育て支援課 ☎47・1283
健康相談
保健医療課 ☎42・5633
※平日8：30～17：15
消費生活相談
☎42・1143
水・金曜日 9：30～16：30
■相談員 消費生活相談員
※水・金曜日以外は危機管理課で対応
障害者相談
安芸高田市障害者基幹相談支援センター ☎47・1080
相談支援事業所もやい ☎45・2320
清風会つばみ ☎47・2092

その他

【安芸高田市ふるさと応援寄附金】をいただきました
本当にありがとうございました。
【寄附者】
山下 千之 様
黒川 裕子 様
犬・猫の引き取り
環境生活課 ☎42・1126
10月7日（火）・21日（火）
9時 市役所本庁にて
※飼い犬・飼い猫の引き取りを希望される飼い主は、必ず事前に広島県動物愛護センター（☎(代)0848・86・6511）に相談してください。
ハローワーク安芸高田の求人・求職状況（7月分）
月間有効求職者数 538人
月間有効求人数 759人
月間有効求人倍率 1.41倍
お仕事のご相談・求人募集はハローワークをご利用ください！
☎420605 ☎420224